平成２２年度 大学教育・学生支援推進事業
大学教育推進プログラム書面審査基準

大学教育・学生支援推進事業大学教育推進プログラム（以下、「大学教育推進プログラム」という。）の書面審査において、共通理解の下専門的な見地からの厳正な評価を行うため、審査項目ごとの審査基準等を定めるものである。

書面審査は、ヒアリング対象取組の決定に非常に重要な役割を果たすものであることに留意しなければならない。

Ⅰ　書面審査の進め方

書面審査は、大学教育推進プログラム審査要項（以下「審査要項」という。）の「Ⅲ審査方針」に基づき評価を行う。評価は、次に示す「１書面審査項目ごとの評点」及び「２総合評価」の流れで実施する。

１　書面審査項目ごとの評点

下記の書面審査項目（１）～（５）の項目ごとに「審査の観点」に照らした絶対評価により、評点を以下の４段階の区分で判断する。

【書面審査項目の評点】

評点区分	評　　価
４	非常に優れている
３	優れている
２	不十分な点が見受けられる。
１	不十分である。

〇書面審査項目及び審査の観点

（１）取組の趣旨・目的　〔申請書１－（１）の項目を評価〕

この取組の趣旨・目的について、以下の観点を踏まえつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

（審査の観点）

以下の事項において、総合的に適切なものであること。

・取組の目的が学士力の確保や教育力向上を図るものとなっているか。（各大学等において「三つの方針」（卒業認定・学位授与、カリキュラム編成、入学者受入のポリシー）を明確にし、それを基に行われる取組となっているか。）

・「どのような能力をどの程度身に付けさせるか」という学習成果の明確化又は明確化に向けた計画がなされているか。

（２）取組の達成目標　〔申請書１－（２）の項目を評価〕

この取組の達成目標について、以下の観点を踏まえつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

（審査の観点）

以下の事項において、総合的に優れており、効果が見込まれるものであること。
・取組の達成目標が明確に示され、各大学等の現状と課題に照らし妥当なものとなっているか。（何をどこまで引き上げるかなど、何が改善されるのか明らかであるか。）

（３）取組の具体的内容・実施体制等　〔申請書１－（３）の項目を評価〕

この取組の具体的内容・実施体制等について、以下の観点を踏まえつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

（審査の観点）

以下の事項において、総合的に優れており、効果が見込まれるものであること。
・計画されている内容や方法が、取組の目的や目標の達成のために妥当かつ有効なものとなっているか。
・目標の達成に必要な実施体制（マネジメント体制、教職員の体制、各大学等の支援体制等）の整備又は整備の計画が具体的になされており、取組を推進するために効果的なものとなっているか。
・取組の内容が他大学等に対する大きな波及効果の見込まれるものであるか。

※なお、以下の事項についても参考とする。
・取組の具体的内容及び実施体制が「２．大学・短期大学・高等専門学校の基礎情報」と照らし合わせ妥当なものであるか。

（４）取組の評価体制・評価方法・評価結果の反映　〔申請書１－（４）の項目を評価〕

この取組の評価体制・評価方法・評価結果の反映について、以下の観点を踏まえつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

（審査の観点）

以下の事項において、総合的に優れており、効果が見込まれるものであること。
・取組に対して、組織として評価を適切に実施する体制等の整備又は整備の計画がなされているか。
・取組期間終了時における評価体制等が具体的に計画されているか。
・取組の達成目標に対する達成度や成果・効果を測る方法や指標が具体的に設定されているか。
・評価結果を取組の改善に結びつけるシステムとなっているか。

（５）取組の実施計画等　〔申請書１－（５）の項目を評価〕

この取組の実施計画等について、以下の観点を踏まえつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

（審査の観点）

以下の事項において、総合的に優れており、効果が見込まれるものであること。
・計画されている実施のスケジュールや各年次の実施計画が、取組の目的や目標の達成のために具体的かつ妥当なものとなっているか。
・各大学等の現状や実績などから、取組の実現可能性があると認められるか。
・取組期間終了後における、取組の実施を踏まえた展開について具体的に示されているか。

※なお、以下の事項についても参考とする。
・実施計画「６．取組に係る経費」と照らし合わせ妥当なものであるか。

２　総合評価

総合評価は、上記１の「書面審査項目ごとの評点」（１）～（５）に基づき、担当取組中の相対評価により、以下の４段階の区分で総合的に評価を行う。

評点区分	評　　価
Ａ （４点）	特に優れている。
Ｂ （３点）	優れている。
Ｃ （２点）	Ｂに準ずる。
Ｄ （１点）	不十分な点がある。

Ⅱ　書面審査に当たっての留意点

（１）「書面審査項目ごとの評価」及び「総合評価」について、各委員の付した評点は、平均値を求めるなど、審査部会におけるヒアリング対象の決定に際しての合議審査の参考資料とするため、必ず記入すること。

（２）総合評価の取扱いについては、原則として、申請件数とヒアリング対象とする件数を考慮して、審査部会で決定する割合を目安に「Ａ」及び「Ｂ」の評定を行うものとする。

（３）所見の欄については、手厚い記載を行うこと。

大学教育・学生支援推進事業　大学教育推進プログラム　書面審査表

大　学　等　名		整理番号	
取　組　名　称			
審 査 委 員 名			

評点区分　（評価項目（１）～（５）共通）	
4	・非常に優れている。
3	・優れている。
2	・不十分な点が見受けられる。
1	・不十分である。

(1) 取組の趣旨・目的〔申請書　1－(1)の項目を評価〕
□（４点）　□（３点）　□（２点）　□（１点）

(2) 取組の達成目標〔申請書　1－(2)の項目を評価〕
□（４点）　□（３点）　□（２点）　□（１点）

(3) 取組の具体的内容・実施体制等〔申請書　1－(3)の項目を評価〕
□（４点）　□（３点）　□（２点）　□（１点）

(4) 取組の評価体制・評価方法・評価結果の反映〔申請書　1－(4)の項目を評価〕
□（４点）　□（３点）　□（２点）　□（１点）

(5) 取組の実施計画等〔申請書　1－(5)の項目を評価〕
□（４点）　□（３点）　□（２点）　□（１点）

＜特に優れた点＞

＜改善を要する点＞

＜その他＞

【総合評価】
□A（４点）　□B（３点）　□C（２点）　□D（１点）